

首都圏中央連絡自動車道 江戸崎橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1		労務単価が令和5年3月度に新単価となっておりますが今工事の労務単価は令和4年3月度の単価と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	当社では、令和4年3月1日に工事、調査等業務(以下(工事等)という。)の工事費等の算出に用いる設計労務単価及び設計技術者単価について改定を行い、現在、入札手続き中の工事等で令和4年3月19日以降の日を入札(見積)書の提出締切日(見積活用方式の対象工事は最終見積書の提出締切日)とする工事等から改定後の設計単価を用いることとしております。詳細は HP をご覧ください。https://www.enexco.co.jp/bids/sekisan/index.html#tanka
2	図面番号207/232 仮栈橋一般図(その1) 平面図	仮栈橋A, B(通路側)は別途工事施工となっております、今工事乗り込み時には施工済みと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。
3	図面番号207/232 仮栈橋一般図(その1) 平面図	鋼管矢板基礎の施工には作業構台位置を現況橋脚側に伸ばす必要があると思われますが協議対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	当該図面で示す作業構台で施工可能と考えています。監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
4	割掛対象表参考内訳書	【仮設備工事費】足場工費の足場存置期間をご教示願います。	当社の計画として示せるものは割掛対象表参考内訳書に記載した内容のみです。
5	割掛対象表参考内訳書	【雑工事費】コンクリート寒中養生費の対象となる打設時期は何月をお考えでしょうか。また、対象となる橋脚をご教示願います。	対象となる打設時期は1月とし、また、P12橋脚,P13橋脚,P14橋脚が対象と考えています。